

国 水 水 第 113 号
令和 7 年 6 月 27 日

各都道府県水道行政担当部（局）長 殿

各国土交通大臣認可 $\left\{\begin{array}{l} \text{水 道 事 業 者} \\ \text{水道用水供給事業者} \end{array}\right\}$ 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局
水 道 事 業 課 長

鋳鉄管の更新計画の策定について

令和 7 年 4 月 30 日に京都市で水道管の漏水事故が発生し、道路が冠水して、終日、国道 1 号が交通規制となるとともに、住居の浸水被害等が生じた。今回、事故の発生した水道管は、布設から 60 年を経過した鋳鉄管であり、漏水事故が発生した管路は、同年 11 月までに更新される予定であった。

今後、安定給水を行うとともに、漏水事故による社会的な影響を回避するためには、同種の鋳鉄管を一刻も早く更新する必要がある。

このため、水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、緊急輸送道路下に埋設されている鋳鉄管（ダクタイル鋳鉄管を除く。以下、「鋳鉄管」という。）について緊急調査を要請し、調査結果を周知したところであるが、抜本的な鋳鉄管の解消に向けて、下記のとおり「鋳鉄管更新計画」を策定するようお願いする。なお、当該計画の策定状況は取りまとめ次第公表する予定である。

各都道府県におかれては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、本件を周知いただくようお願いする。

記

1. 鋳鉄管更新計画について

鋳鉄管更新計画とは、強靱で持続可能な水道システムの構築に向け、鋳鉄管の更新を推進するための計画である。計画策定対象となる管路は、以下のとおりとする。

(1) 緊急輸送道路下に埋設されている鋳鉄管

(2) (1) 以外の導水管・送水管・配水本管である鋳鉄管

なお、計画策定にあたっては、人口減少を考慮した施設規模の適正化等を踏まえることとする。

2. 策定主体について

水道事業者及び水道用水供給事業者とする。

※簡易水道事業者は除く

3. 策定期限について

令和8年1月30日（金）

4. 鋳鉄管更新計画の計画期間について

令和8年度から令和17年度までの10年間とする。

ただし、緊急輸送道路下に埋設されている管路は令和12年度までの5年間とする。

5. 鋳鉄管更新計画の内容について

鋳鉄管更新計画に定める主な事項は、以下のとおりとする。

- ① 目標
- ② 計画期間
- ③ 対象管路
- ④ 年次別更新計画
- ⑤ 目標更新率
- ⑥ 概算事業費